

庄内広域水道事業統合準備協議会設立総会 会議録

開催日時	令和5年3月28日（火）午前10時～午前10時25分
場 所	酒田市役所3階 第1委員会室
出席者	出席者名簿のとおり
会議事項	第1号議案 庄内広域水道事業統合準備協議会規約（案）について 第2号議案 役員の選出について 第3号議案 規約（第14条及び第15条）に関する協議（案）について 第4号議案 関係規程（案）について 第5号議案 令和5年度事業計画（案）について 第6号議案 令和5年度収支予算（案）について
配布資料	別添のとおり

会議経過

- (事務局) これより、庄内広域水道事業統合準備協議会 設立総会を開会いたします。
それでは、議事に入りますが、事務局よりご提案いたします。第2号議案「役員の選出」までは、仮議長が議事進行するというところでよろしいでしょうか。
- (各委員) 異議なし。
- (事務局) それでは、仮議長を構成市町の中で在任期間が最も長い酒田市長にお願いしてよろしいでしょうか。
- (各委員) 異議なし。
- (事務局) 異議なしの声がございましたので、仮議長を酒田市長にお願いいたします。
- (仮議長) 議事に入ります。第1号議案「庄内広域水道事業統合準備協議会規約（案）」について、事務局より説明願います。
- (事務局) 本規約は、鶴岡市、酒田市、庄内町の2市1町による広域水道企業団を設立するため、庄内広域水道事業統合準備協議会を設置し、水道事業の統合に関する事務について、構成市町が協議し、合意形成を図ることを目的とします。
委員の構成は、第7条の別表第1により、構成市町の長が委員となり、協議会の会長、副会長は第8条により互選で定め、会長が議長となります。
協議会の事務所は、第5条及び第13条により酒田市上下水道部内に事務局を置き、第14条により構成市町から職員を派遣し、協議会の事務にあたります。
協議会の事務にかかる費用は、第15条により構成市町で負担するものとし、その出納状況は、第17条により、会長、副会長以外の市町から選出いたしました監査委員が、監査の結果を報告するものとしします。
- (仮議長) 第1号議案について、ご意見ご質問をお願いいたします。
- (各委員) なし。
- (仮議長) 第1号議案について、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。
- (各委員) 異議なし。
- (仮議長) 第1号議案について、ご承認いただいたものといたします。
第2号議案について、規約第8条により、会長、副会長は委員の中から互選により定める

こととされております。いかがお取り計らいいたしましょうか。

(庄内町長) 会長は、構成市町の中で、事業規模が最も大きい鶴岡市長にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(仮議長) ただいま、会長を鶴岡市長にとのご意見がでましたが、鶴岡市長、よろしいでしょうか。

(鶴岡市長) お引き受けいたします。

(仮議長) 次に、副会長はいかがお取り計らいいたしましょうか。

(鶴岡市長) 副会長は、酒田市長にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(仮議長) ただいま、副会長を酒田市長にとのご意見がでましたが、よろしいでしょうか。

(庄内町長) 異議なし。

(仮議長) それでは、第2号議案については、ご承認いただいたものといたします。

(事務局) それでは、庄内広域水道事業統合準備協議会会長に選出されました、鶴岡市長より、ご挨拶をお願いいたします。

(会長) ただいま、会長に選出をいただきました。庄内圏域においては、県内では早い段階から検討を行い、相互に連携しあいながら、要望活動等を進めてまいりました。このたび、県が策定した水道広域化推進プランに具体的な広域化の方針が明記されたことを受けまして、本日の設立総会に至ったところです。今後、令和7年度の企業団設立、令和8年4月からの事業開始を目指して準備を進めてまいります。2市1町が協力して準備を進めてまいりますのでご協力をお願いいたします。

(事務局) それでは、本協議会規約第11条により、会長が議長を務めることとなっております。鶴岡市長、よろしくをお願いいたします。

—議長交代—

(議長) 議事を再開いたします。第3号議案「規約(第14条及び第15条)に関する協議(案)」について、事務局より説明願います。

(事務局) 第3号議案規約(第14条及び第15条)に関する協議(案)について、ご説明いたします。第1号議案でご承認いただきました協議会規約の第14条、第15条につきましては、協議会規約に規定する構成市町の長が協議により決定することとしております。

そのため、その素案といたしまして、第14条の職員の定数及び構成市町別の配分については、定数を5名として、その内訳を表のとおり、鶴岡市2名、酒田市2名、庄内町1名とするものでございます。

また、第15条の負担すべき経費の額につきましては、協議会事務局に従事する職員の給与等をそれぞれの市町が負担するものとし、その他の経費については、群馬東部水道企業団の事例に倣い、給水人口割90%、均等割10%の割合でそれぞれの市町で負担するものでございます。なお、この内容につきましては、本書3通を作成し記名押印のうえ、各自1通を保有するものといたします。

(議長) ただいまの議案につきまして、ご意見ご質問をお願いいたします。

(各委員) なし。

(議長) 第3号議案について、ご承認いただけますでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 第3号議案について、ご承認いただいたものといたします。

次の議案に移ります。第4号議案「関係規程(案)」について、事務局より説明願います。

(事務局) 第4号議案 関係規程(案)について、ご説明いたします。ただ今ご承認いただきました協議会規約に基づきまして、必要となる事項について、各関係規程を定めようとするものでございます。

P. 8 規約第11条関係は、協議会の会議運営規程として、会議の表決、公開等について定めたものでございます。

P. 10 規約第12条関係は、幹事会規程として、協議会に設置した幹事会の所掌事務、組織、専門部会の設置等を定めております。

なお、第7条の専門部会につきましては、P. 18に専門部会設置規程を設け、その協議、運営等について定めております。

P. 12 規約第13条関係では、事務局規程として、協議会事務局の所掌事務等、必要な事項を定めたものでございます。なお、第6条の代決及び専決につきましては、P. 20に代決及び専決事務に関する規程を設けております。

P. 15 規約第16条関係では、財務規程として、協議会の予算、出納管理等について、必要な事項を定めたものでございます。

P. 17 規約第19条関係では、費用弁償に関する規程として、必要な事項を定めたものでございます。

以上、第4号議案の各関係規程につきましては、一括してご審議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(議長) 第4号議案について、ご意見ご質問をお願いいたします。

(各委員) なし。

(議長) 第4号議案について、ご承認いただけますでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 第4号議案はご承認いただいたものといたします。次の議案に移ります。

第5号議案「令和5年度事業計画(案)」及び第6号議案「令和5年度収支予算(案)」については、両案は関連がありますので、一括して議題といたします。事務局より説明願います。

(事務局) 第5号議案「令和5年度事業計画(案)」は、下段の広域化ロードマップにより、令和7年度中に企業団を設立し、令和8年度から新たな事業体による業務開始を目指しております。そのため、令和5年度につきましては、協議会等の開催、水道基盤強化計画、広域化基本計画の策定作業、統合に係る事務事業調整、先進地視察研修を事業計画としているところでございます。

第6号議案「令和5年度収支予算(案)」につきまして、収入について、各市町からの負担金200万円に、預金利子等の諸収入千円を加えた200万1千円を計上しております。

なお、負担金につきましては、第3号議案により承認いただきましたとおり、給水人口割90%、均等割10%の割合で案分し、各市町の負担金は、鶴岡市100万4千円、酒田市78万3千円、庄内町21万3千円となっております。

支出につきましては、主な支出として、1款2項1目事務費に、旅費、需用費、事務用パソコンにかかる賃借料等、197万6千円を計上しており、総額200万1千円の収支予算としております。

(議長) 第5号議案、第6号議案について、ご意見ご質問をお願いいたします。

(酒田市長) 第5号議案について、広域化のロードマップの垂直統合の年度が空欄になっている。議決に当たっては何らかの記載があった方がよい。空欄とした意味を確認したい。

(事務局) 3月に策定された山形県水道広域化推進プランにおいて、垂直統合については、まずは、水平統合により受け皿を作り、代替水源を確保したうえで、小牧浄水場を廃止し、そこで新たな水運用を開始した時点で垂直統合を目指すとしている。垂直統合を目指すということでは、なるべく早い時期に実現したいという想いは持っておりますので、ご理解をいただきたい。

(酒田市長) 考え方は理解している。協議会で議決する際に、空欄はあり得ないのではないか。

(事務局) 水運用変更後と記載することでいかがでしょうか。

(議長) ご指摘の件は、「水運用変更後」と記載することとし、第5号及び第6号議案について、ご承認いただけますでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 第5号議案、第6号議案はご承認いただいたものといたします。

予定された議事は以上ですが、その他皆さまから何かございませんでしょうか。

(各委員) なし。

(議長) その他特にないようですので、これをもちまして議事を終了いたします。

—写真撮影—

(事務局) 本日の予定はすべて終了となります。お疲れ様でございました。